

平成26年12月11日提出

和解の成立について

公用車による事故により双方の車両に損害が発生した件について、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大西 一 史

1 相手方

宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池452番地3

エース総合運輸 株式会社

代表取締役 堀内 利行

2 事故の概要

平成26年7月3日、都市建設局西部土木センターの職員が、公用車にて熊本市西区小島8丁目の北内潟排水機場の敷地から国道501号へ進入しようとした際に、当該国道を直進していた車両と接触し、双方の車両に損害が発生したものである。

3 和解条項

- (1) 市及び相手方は、それぞれの損害額を各自で負担し、双方共に賠償義務を負わないものとする。
- (2) 本件は以上で解決し、本件に関し他に何ら債権債務のないことを確認する。

(提出理由)

平成26年7月3日発生 of 公用車による事故に係る和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。